

信用保証料率表

(単位：年率、%)

Table with columns for 制度名, 責任共有 (注3), 料率区分 (注2), and 割引. Rows include 普通保証, 普通保証 (求償権消滅保証), 小口零細企業保証制度 (予約保証除く.) (注1), etc.

Table with columns for 制度名, 責任共有 (注3), 料率区分 (注2), and 割引. Rows include 熊本県小規模事業者おうえん資金融資保証 (おうえん枠) (注1), 熊本県小規模事業者おうえん資金融資保証 (おうえん台湾枠) (注1), etc.

(注1) 普通保険および無担保保険以外の保険ならびに特例保険を利用する場合は小口零細保証料率表【別表1-1】を参照。

(注2) 特例保険 (事業再生円滑化特例を除く。)にかかる特別小口保険を利用した場合の料率は、無担保・無保証人保証制度の料率を適用。

(注3) 特別小口保険を利用した場合は、責任共有対象外。

(注4) 保証割合に応じて定め一括支払契約保証料率表【別表1-2】を適用。

(注5) 保証協会の指定する専門家派遣事業を利用する場合の料率は、年0.25%とする。

(注6) 特定創業支援事業または保証協会の指定する専門家派遣事業を利用する場合の料率は年0.80%とする

(注7) 保証協会の指定する専門家派遣事業を利用する場合の料率は年0.70%とする

(注8) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年1.05%とする

(注9) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年1.00%とする

(注10) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年1.20%とする

(注11) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年0.85%とする

(注12) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年0.80%とする

(注13) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年0.65～2.10%とする

(注14) 保証協会の指定する専門家派遣事業を利用する場合の料率は、年0.10%とする。

(注15) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年0.70～2.40%とする

(注16) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年1.10若しくは1.30%とする。

(注17) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年0.97若しくは1.17%とする。

(注18) 経営者保証免除対応の場合の料率は、年0.70～2.15%若しくは10.90～2.35%とする。

【料率区分の判定】

財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定。

これに定性情報を加味して料率を決定する。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であつて貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

【割引料率の適用】

①担保の提供がある場合は、0.1%を基礎とした割引を行う。

②会計参与設置会社について、0.1%割引を行う。

【事業者選択型経営者保証非提供制度 (以下、横断型制度) を適用する場合の取扱いについて】

横断型制度については、制度を問わず下記保険種別において横断的に適用される。

なお、保証料率については、所定料率に対して0.25%若しくは10.45%が上乗せされる。

【適用対象保険】 無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険

別表1-1 小口零細保証料率表 (注1)

別表1-2 一括支払契約保証料率表 (注4)

Table with columns for 保険, 料率区分 (注2), and 割引. Rows include 一般関係, 特別小口, 普通・無担保, etc.

Table with columns for 区分, 料率区分 (注2), and 割引. Rows include 保証割合 70%, 保証割合 65%, etc.

※1 利用できる全ての特例分を適用。

※2 特定非営利活動法人 (NPO法人) 利用の場合に限る。